

## 答 申

諮問第67号

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、いずれも妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年4月に別紙のとおり8件の本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求のそれぞれについて、次の理由による非開示決定を行い、平成23年4月28日付けで異議申立人に通知した。
  - (1) 別紙の(1)の開示請求に対しては、「保存期間経過による廃棄のため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分1」という。）
  - (2) 別紙の(2)の開示請求に対しては、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、和歌山県情報公開条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため」との理由で開示請求を拒否する非開示決定（以下「本件処分2」という。）
  - (3) 別紙の(3)の開示請求に対しては、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、和歌山県情報公開条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため」との理由で開示請求を拒否する非開示決定（以下「本件処分3」という。）

- (4) 別紙の(4)の開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分4」という。）
  - (5) 別紙の(5)の開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分5」という。）
  - (6) 別紙の(6)の開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分6」という。）
  - (7) 別紙の(7)の開示請求に対しては、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、和歌山県情報公開条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため」との理由で開示請求を拒否する非開示決定（以下「本件処分7」という。）
  - (8) 別紙の(8)の開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分8」という。）
- 3 異議申立人は、平成23年5月9日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関が行った上記本件処分1から本件処分8までの処分及び和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「保護条例」という。）第21条第2項の規定に基づく19件の保有個人情報非開示決定を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、非開示決定処分を取り消し、組織的に不正が行われている事実を隠さずに、全部開示することを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における意見陳

述によって、本件処分1から本件処分8までの処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本審査会諮問第57号答申中にある実施機関の「海建第7110号文書にカラー図面が添付されていることは考えられない」との主張は、平成12年度当時の和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）担当登記官への聴取り及び法務局保存図面の詳細な検討から、虚偽であることが明らかとなった。

「カラー図面」は、もともと「海建第7110号文書」に綴じられていたのが、平成20年11月26日に異議申立人等が開示請求によらずに閲覧し、コピーを依頼した後に、実施機関により故意に毀棄された。実施機関は、平成13年に強行した公図訂正の違法性の証拠となる、異議申立人の個人情報である裁判記録を隠すために、「海建第7110号文書」の一部を毀棄しているのであり、実施機関による非開示該当性の理由説明は虚偽である。

- (2) 実施機関の上記主張及びそれを認めた諮問第57号答申における本審査会の判断が覆されたのであるから、実施機関は、非開示該当性を主張できない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する非開示決定処分理由説明書及び当審査会の求めに応じて提出した資料並びに審査会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 平成12年度の公図訂正申出事務に関する公文書について

- (1) 本件開示請求は、すべて実施機関が平成12年度に行った和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正申出事務（以下「当該公図訂正申出」という。）に関するものであるが、当該公図訂正申出に際して、実施機関において作成又は取得されたことが確実な文書は、次の4種である。

ア 平成13年1月18日付け和歌山財務事務所（以下「財務

- 事務所」という。) 受付第44号地図訂正同意願書
- イ 「地図訂正の同意について」と題する平成13年1月18日起案「海建第7110号」の文書
- ウ 平成13年3月23日付け実施機関の代理人による法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内公図訂正申出書
- エ 当該公図訂正申出を実施機関から受託した和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)から実施機関に提出された業務委託成果品等
- (2) 当該公図訂正申出において、実施機関が法務局へ公図訂正の申出をするに当たり、訂正前の公図に存在する白地部分の取扱いについて、国有地の管理者であった財務事務所の同意を得る必要があった。上記(1)アの文書は、財務事務所の同意を得るために作成された同意願書で、実施機関から財務事務所に提出された文書であり、財務事務所に現存する。

また、実施機関は、訂正前の公図に存在する国有地である里道、水路及び県道の管理者である和歌山県からも同意を得ていた。上記(1)イの文書は、当該公図訂正申出の受託者である土地家屋調査士からの同意申請に対して、里道、水路及び県道の管理者である和歌山県として同意することについて実施機関が決裁した一件文書で、里道、水路及び県道の管理担当課であった海草振興局建設部管理課の公文書として永久保存されている。

上記(1)ウの文書は、実施機関の代理人から法務局に提出された地図訂正申出書類であり、法務局に現存する。

上記(1)エの文書は、当該公図訂正申出受託の成果品として協会から実施機関に提出されたものであり、同ア及びウの文書の副本又は写しを含む。5年保存の公文書として、当該公図訂正申出の担当課であった海草振興局建設部用地課(以下「用地課」という。)で管理されていたが、保存期間経過後の平成18年12月19日に廃棄された。

- 2 本件処分1から本件処分8までの処分について







は作成していないため、本件処分 8 を行った。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分 1 から本件処分 8 までの処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分 1 について

- (1) 別紙の(1)の開示請求について、実施機関は、請求対象を上記第 4 の 1 (1)アの文書及び同ウの文書に添付されていた理由書と特定し、それぞれの副本又は写しが同エの文書に綴られていたが、保存期間経過後に廃棄されたために存在しない、と主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分 1 についての具体的な主張はない。

実施機関が理由書を作成又は取得していたことを認めていることから、実施機関の請求対象の特定に不合理はないと考えられる。

- (2) 当審査会が諮問第 6 2 号答申第 5 の 1 (2)及び 3 で既に判断しているとおり、理由書は、上記第 4 の 1 (1)エの文書に綴られていたが、保存期間経過によって廃棄されたと見ることが相当である。

### 2 本件処分 2 について

- (1) 別紙の(2)の開示請求について、実施機関は、請求対象を「○○○○○○○○○○○○○○○○○○の同意書を取り消す文書（写し）の決裁一件文書」と特定したが、同人の文書の有無自体が非開示情報に該当し、開示決定を行うだけで個人情報が開示されるため、本件処分 2 を行ったと主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分 2 についての具体的な主張はない。

- (2) 請求内容にある「平成 1 3 年 3 月 2 3 日付公函訂正申出一件文書」とは、上記第 4 の 1 (1)ウの文書を指すと考えられるが、当該公函訂正申出において、○○○○○○○○○○○○○付けで請





は、同イの文書によって確認できる。ここでの同〇〇〇の住所及び氏名は、公開条例第7条第2号ただし書アに該当する情報と認められる。

- (3) しかし、同人が、既に同役を退いている平成21年の時点において当該承諾書を取り消す文書を提出しているか否かは、個人に関する情報であり、公開条例第7条第2号に規定される非開示情報に該当し、かつ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、同人の文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記非開示情報を開示することとなるので、実施機関の主張は、妥当であると認められる。

#### 4 本件処分4について

- (1) 別紙の(4)の開示請求について、実施機関は、請求対象を「和歌山県の土地買収台帳は誤りで、それ以外の正しい土地買収台帳」と特定し、実施機関が和歌山市上三毛字東山田において行った昭和40年代の一連の土地の買収は適正に行われたので、既に異議申立人に開示している当該地の土地買収台帳以外のもものは、実施機関では作成しておらず、訂正したものもないことから、本件処分4を行ったと主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分4についての具体的な主張はないが、請求内容中に「和歌山県の土地買収台帳は誤りで正しい土地買収台帳」とあることから、実施機関が既に開示したもの以外の土地買収台帳を請求対象として特定したことに不合理はないと考えられる。

- (2) 実施機関が、訂正、差替え等が必要な程度に誤記載がある土地買収台帳に何ら訂正、差替え等をしないままに保有し続け、かつ、誤記載が訂正された土地買収台帳を別に保有しながら、開示請求に対して、前者を開示するということは、通常あり得

ないことから、請求対象を作成していないとの実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

## 5 本件処分5について

- (1) 別紙の(5)の開示請求については、実施機関は、請求対象を「白地の部分に〇〇〇親番のつく地番が入りこんだ根拠となる公文書」と特定したうえで、当該公図訂正申出によって白地部分に〇〇〇親番のつく地番が新たに入ったのではなく、また、白地部分の払下申請を財務事務所に行った事実もなく、請求対象となる公文書は作成していないので、本件処分5を行ったと主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分5についての具体的な主張はないが、請求内容から、異議申立人は、当該公図訂正申出によって白地部分に既登記地番が新たに加えられたと認識しているものと思われるので、実施機関の請求対象の特定に不合理はないと考えられる。

- (2) 当審査会が諮問第65号答申「第5 審査会の判断」で判断したとおり、既登記地番を他の場所にも付すということはありません。当該公図訂正申出によって白地部分に〇〇〇親番のつく地番が新たに入ったという事実はない。

また、当該地において無番地であった土地を国から和歌山県に払い下げたという事実もないことから、請求対象を作成していないとの実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

## 6 本件処分6について

- (1) 別紙の(6)の開示請求について、実施機関は、請求対象を「実際の道路敷底地の字名の入った地積測量図と国から払下げを受けた文書」と特定したが、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇〇〇〇の地積測量図は、法務局に提出しているもの以外にはなく、また、当時国有地の払下げを受けた事実もなく、請求対象となる公文書は作成していないので、本件処分6を行ったと主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分6についての具体的な主



報と認められる。

- (3) しかし、同人が、既に同役を退いている平成22年の時点において当該承諾書を取り消す文書を提出しているか否かは、個人に関する情報であり、公開条例第7条第2号に規定される非開示情報に該当し、かつ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、同人の文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記非開示情報を開示することとなるので、実施機関の主張は、妥当であると認められる。

## 8 本件処分8について

- (1) 別紙の(8)の開示請求について、実施機関は、請求対象を「当該公函訂正申出に限定して作成された、保有個人情報の漏えい、滅失または棄損の防止、その他保有個人情報の適切な管理の為に必要な措置について講じたとする根拠を記した公文書」と特定したが、当該公函訂正申出については、保護条例施行以前に行われた事務であり、当時、保有個人情報の適切な管理の為に必要な措置について講じたとする根拠を記した文書は作成していないため、本件処分8を行ったと主張する。

一方の異議申立人からは、本件処分8についての具体的な主張はないが、請求内容のうち、冒頭から「違反である。」までの部分は、異議申立人の主張であり、同主張から、異議申立人は、当該公函訂正申出は保護条例第8条に違反した取扱いをしたとの認識の下に、違反していないのであれば、同条に基づく適切な措置を講じたことが分かる根拠となるものを請求しているものと思われる。

- (2) 保護条例第8条は、「実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、同

規定は平成15年7月1日に施行されたため、実施機関の保有個人情報、同日以降、同規定に基づいた取扱いが行われなければならなくなった。したがって、当該公図訂正申出において収集された保有個人情報（具体的には上記第4の1(1)エの文書に記載されていた個人情報）も、同日以降に同規定が適用された。

- (3) しかし、当該公図訂正申出が行われたのは、平成12年度である。保有個人情報についての一般的な取扱いを定めた保護条例施行以前に、当該公図訂正申出に特化して、保有個人情報についての取扱いを定めた公文書が作成されるということは、考えがたい。よって、請求対象を作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

また、保護条例施行日以降に保護条例の規定に基づいて適正な措置が行われたとしても、保護条例には適正な措置が行われたことを示す公文書を作成することを義務付ける規定がないことから、請求対象が作成されることは考えがたい。

## 9 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」以外の種々の主張をしているが、当審査会は、公開条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成23年5月24日	○諮問（実施機関）

平成23年6月15日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成23年7月11日	○異議申立人からの意見書を受理
平成23年7月19日	○審議
平成23年8月24日	○審議
平成23年10月28日	○審議
平成23年11月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成23年12月14日	○実施機関からの説明資料を受理
平成23年12月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成24年1月20日	○異議申立人からの意見聴取
平成24年2月17日	○審議
平成24年3月22日	○審議
平成24年4月27日	○審議

